

第5回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和8年6月1日（月）
開会15時00分 閉会15時42分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|------------|
| 教育長 | 中村 正芳 |
| 委員（教育長職務代理者） | 上地 玲子 |
| 委員（教育長職務代理者） | 服部 俊也 |
| 委員 | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 須江 健治 |
| 委員 | 中嶋 佳乃子 |
| 教育次長 | 藤原 いずみ |
| 教育次長 | 佐々木 亨 |
| 学校教育推進監 | 鶴海 尚也 |
| 教育政策課 | 課長 浜原 浩司 |
| | 副課長 小野 敏靖 |
| | 総括主幹 水島 忠彦 |
| 高校魅力化推進室 | 室長 藤原 紳一 |
| 保健体育課 | 課長 片岡 敏行 |
| 人権教育・生徒指導課 | 課長 高橋 典久 |
| 特別支援教育課 | 課長 有田 純子 |
| 義務教育課 | 課長 横山 智康 |
| 生涯学習課 | 課長 宮森 久彰 |
- 4 傍聴の状況 1名
- 5 附議事項
- (1) 笠岡地域における県立高等学校再編整備方針について
 - (2) 令和9年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について
 - (3) 岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の任命について
- 6 報告事項
- (1) 部活動の遠征等における安全確保について
 - (2) 令和7年度ネットパトロールの実施状況等について

7 その他

8 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項（２）は教育行政の公正を確保する必要があるため、附議事項（３）は人事案件であるため、教育委員会会議規則第１２条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。附議事項（２）、附議事項（３）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

附議事項（１）笠岡地域における県立高等学校再編整備方針について

- ・高校魅力化推進室長から資料により一括説明

(委員)

開校時の学科名称（普通科・工業科・商業科・新しい普通科）は確定か、あるいは変更の可能性はあるのか。

(高校魅力化推進室長)

設置学科については、大学科を記載しており、各大学科の小学科については、今後具体的な学習内容を検討していき、その学習内容にふさわしい名称を検討することとなる。「新しい普通科」についても、他県では、探究科や地域共創科などの名称とされていると承知しており、学びの内容や地域特性に合わせた名称を検討していく。

(委員)

笠岡高校と笠岡商業高校の両校地を一体的に整備するにあたり、具体的な運用方法や活用のプランはあるか。

(高校魅力化推進室長)

具体的な配置案については、今後プロジェクトチームで検討する。両校が隣接している利点を活かして一体的に整備し、新たに工業の学習環境を整えるという方向性は決定しているが、詳細な運用計画はこれからの検討課題である。

(教育長)

これより採決に入る。議第 3 号について、原案に賛成の委員について挙手を願う

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議第 3 号は原案のとおり決した。

報告事項（１）部活動の遠征等における安全確保について

- ・保健体育課長から資料により一括説明

(委員)

対応や情報発信の状況は理解したが、現時点での実態把握はどの程度進んでいるのか。

(保健体育課長)

部活動等の移動に関してはガイドラインや部活動指導資料（公共交通機関、貸切バス、公用車登録した自家用車の順に利用）を徹底しており、各校がこれに準拠していると認識している。

そのため、現時点で不適切な事例の有無を調査する考えはない。

(委員)

保護者が送迎を行う際、他の生徒（友人）を同乗させるケースが発生していないか懸念している。

(保健体育課長)

保護者の送迎について、自分の子を乗せることに問題はないが、他の生徒を同乗させることは望ましくない旨を「部活動指導資料」を通じて周知している。また、連日の送迎は保護者の負担となるため、それ自体も本来は望ましくないと考えている。

(委員)

周知や指導の徹底ばかりが強調されているが、引率する顧問教員の負担や配慮、現場の実態について、教員側から意見を聞き取る機会は十分に設けられているのか。

(保健体育課長)

部活動の振興と「安全確保」は両輪であり、事故を受けて安全確保の徹底を改めて学校へ求めていく。顧問教員の心情や負担については、今後どのような形が可能か検

討し、現場の意見を把握していく必要があると認識している。

(委員)

大会会場の場所によっては公共交通機関での移動が困難な場合がある。これまで大会運営側が、会場選定において交通アクセスの利便性や移動手段への配慮をどの程度行ってきたのかが気になるところではある。

(保健体育課長)

公共交通機関の利用が困難な場所については、レンタカー等ではなく、専門業者と契約したプロの運転手による「貸切バス」を活用することで対応可能であるとしている。

報告事項（２）令和７年度ネットパトロールの実施状況等について

・人権教育・生徒指導課長から資料により一括説明

(委員)

現在、ネットパトロールはどのような体制・方法で実施しているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

専門業者に委託して実施しており、業者が県内の各学校を２～３ヶ月に１回程度の頻度で定期巡回（検索）し、過去の投稿も含めて不適切な内容を検知した際に情報が報告される仕組みとなっている。

(委員)

深刻度が高い（レベルが高い）と判断された書き込みであっても、検知した時点ですでに投稿からかなりの時間が経過してしまっているケースがあるのか。

(人権教育・生徒指導課長)

検知までに時間が経過している可能性はあるものの、緊急性が高いと判断される案件については、昼夜を問わず直接県教委に情報が入る体制となっている。

(委員)

茨城県の事件のように、SNSを通じて高校生が犯罪に加担・巻き込まれるケースがあるが、現在のネットパトロールでそのような犯罪予兆やネットワーク上の動きを検知し、対応することは可能なのか。

(人権教育・生徒指導課長)

茨城県の事件のように、秘匿性の高い通信ツールやニックネームが使用される場合、現在のネットパトロールで直接検知することは困難である。SNS上での派手な投稿や金遣いの変化といった周辺情報から異変を察知できる可能性はあるものの、犯罪行為そのものをリアルタイムで把握するのは極めて難しいと考えている。

(委員)

ネットパトロールによる監視だけでなく、研修等を通じた周知・啓発が重要である。特に生徒自身が深刻さを認識せずに犯罪等に関わってしまうリスクがあるため、

情報モラルやリスク管理に関する教育を新たに強化していく必要がある。

(人権教育・生徒指導課長)

指摘の通り、SNS を通じて安易に「闇バイト」等に応募してしまうケースがあるため、SNS 利用の危険性に関する啓発は重要である。SNS の適切な使い方に関する教育に加え、警察等の関係機関とも連携して情報収集を強化し、実効性のある取り組みを進めていきたい。

(委員)

「その他」の項目に分類されている数値が非常に大きい。具体的にどのような内容がこの「その他」に含まれているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

「その他」に分類される主な内容は「年齢制限違反：小学生による SNS 等の利用（利用規約違反）」「不適切な投稿場所：授業中と思われる教室の様子を撮影・投稿したもの」「著作権法違反：放送中のテレビ画面、漫画、雑誌などを撮影して投稿したもの」が「その他」の多くを占める。

(委員)

「その他」の中に含まれる「学校に関する話題」について、単に学校名が書き込まれている状態なのか。あるいは、地域の周辺情報などの記述から、結果として学校が特定されそうになっている状態を指すのか。

(人権教育・生徒指導課長)

個人を特定した誹謗中傷ほど深刻なレベルではないものの、「学校に対する不満や悪口」が該当する。具体的には、Google マップの口コミ欄等に記載される「この学校は〇〇だ」といった類の内容も、この項目に含まれている。

以下、非公開のため省略

閉会